

2021年1月22日

吸収合併にかかる事前開示事項

千葉県美浜区中瀬二丁目6番地1
イオンモール株式会社
代表取締役社長 岩村 康次

当社は、2020年12月1日付で株式会社OPAとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2021年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社OPAを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます）を行うこととしました。

本件吸収合併に関する事前開示事項（会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条）は次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

2020年12月1日付で当社と株式会社OPAとの間で締結した吸収合併契約の内容は、別紙1「吸収合併契約書」に記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

株式会社OPAは当社の完全子会社であるため、本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付はございません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

4. 計算書類に関する事項（会社法施行規則第191条第3号）

（1）株式会社OPAの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号イ）

株式会社OPAの最終事業年度に係る計算書類等は別紙2に記載のとおりです。

（2）株式会社OPAの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号ロ）

該当事項はありません。

(3) 株式会社 OPA の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号ハ）

株式会社 OPA は、2020 年 12 月 1 日付の株式会社 OPA の取締役会において、2021 年 3 月 1 日を効力発生日として、仙台フォーラス、高崎オーパ、横浜ビブレ、新百合丘オーパ、金沢フォーラス、三宮オーパ、三宮オーパ 2、キャナルシティオーパ、西川口フェスト、OPA JINGUMAE ビル及び梅田オーパの事業を新設分割し、新設分割承継会社として新設する株式会社 OPA（住所千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1）に承継することによるグループ再編を決議いたしました。本件吸収合併は、当該新設分割の効力発生を停止条件としております。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号イ）

当社は、2020 年 12 月 1 日開催の当社の取締役会において、株式会社 OPA が新設する 100% 子会社を承継会社として会社分割（新設分割）すること、及び当該新設分割の効力発生を停止条件として、分割会社を当社が吸収合併する本件吸収合併を決議いたしました。

5. 吸収合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 項第 6 号）

本件吸収合併効力発生時点における当社の資産の額は、負債額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後における当社の収益状況及びキャッシュフローについて、債務の履行に支障を来すような事態は、現在のところ予測されておられません。したがって、本件吸収合併後における当社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙 1

合併契約の内容

吸収合併契約書

イオンモール株式会社（以下「甲」という。）と株式会社OPA（以下「乙」という。）は、乙の権利義務の全部を甲に承継させる吸収合併について、以下のとおり合意し、この契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 吸収合併存続会社（甲） | 商号：イオンモール株式会社
住所：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 |
| (2) 吸収合併消滅会社（乙） | 商号：株式会社OPA
住所：千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 |

第3条（交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有していることから、本合併に際し、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の対価を交付しない。

第4条（増加すべき存続会社の資本金等）

甲は、本合併に際して資本金等を増加しないものとする。

第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（本契約において「効力発生日」という。）は、2021年3月1日とする。ただし、本合併の手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第6条（会社財産の引継ぎ）

乙は、効力発生日における一切の資産、負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日まで、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に相手方の同意を得た上で行うものとする。

第8条（従業員の引継ぎ）

甲は、効力発生日において乙が雇用している従業員を引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては別途甲乙協議して定めるものとする。

第9条（合併承認決議）

- 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ず本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ず本合併を行う。

第10条（契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間に、天変地異その他の事由によって甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合（本契約において明白に許容された事項及び相手方当事者が承認した事項を除く）、法令に定められた関係官庁の承認を得られない場合は本契約の目的の達成が困難となった場合は、双方協議の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本合併の停止条件）

本合併の効力は、乙が行う2021年3月1日を効力発生日とする新設分割の効力が発生したことを条件として生じるものとする。

第12条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争は、千葉地方裁判所をもって第一審の専断的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約に関する解釈上の疑義については、誠実に協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2020年12月1日

甲 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオンモール株式会社

代表取締役 岩村 康次



乙 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1

株式会社OPA

代表取締役 山崎 満寿



別紙 2

株式会社 OPA の最終事業年度に係る計算書類等

第 14 期

(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

株 式 会 社 O P A

貸 借 対 照 表

(2020年2月29日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,843	流 動 負 債	14,317
現 金 及 び 預 金	1,628	未 払 金	838
未 収 入 金	2,466	短 期 借 入 金	5,900
未 収 消 費 税 等	451	未 払 費 用	189
短 期 貸 付 金	1,300	未 払 法 人 税 等	55
前 払 費 用	947	前 受 金	249
1年内回収予定の差入保証金	40	預 り 金	6,261
そ の 他	8	賞 与 引 当 金	78
		役 員 賞 与 引 当 金	14
固 定 資 産	21,425	設 備 関 係 支 払 手 形	586
有 形 固 定 資 産	13,487	資 産 除 去 債 務	124
建 物 及 び 構 築 物	4,863	そ の 他	19
工 具 、 器 具 及 び 備 品	223		
土 地	8,358	固 定 負 債	7,743
リ ー ス 資 産	39	受 入 保 証 金	6,707
建 設 仮 勘 定	1	資 産 除 去 債 務	804
そ の 他	1	繰 延 税 金 負 債	119
		そ の 他	111
無 形 固 定 資 産	43		
ソ フ ト ウ ェ ア	1	負 債 合 計	22,061
そ の 他	41	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	6,207
投 資 其 他 の 資 産	7,894	資 本 金	3,499
差 入 保 証 金	7,235	資 本 剰 余 金	5,749
前 払 年 金 費 用	234	資 本 準 備 金	3,442
長 期 前 払 費 用	422	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,306
破 産 更 生 債 権 等	0	利 益 剰 余 金	△ 3,041
そ の 他	2	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 3,041
貸 倒 引 当 金	△0	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 3,041
		純 資 産 合 計	6,207
資 産 合 計	28,269	負 債 及 び 純 資 産 合 計	28,269

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,161
売 上 原 価		21,127
売 上 総 利 益		1,033
販売費及び一般管理費		1,687
営 業 損 失		654
営業外収益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	19	
助 成 金 収 入	19	
退 店 違 約 金 収 入	977	
差 入 保 証 金 回 収 益	1,340	
そ の 他	35	2,392
営業外費用		
支 払 利 息	34	
解 約 損 金	507	
そ の 他	21	562
経 常 利 益		1,175
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	706	
受 取 補 償 金	688	
そ の 他	13	1,407
特 別 損 失		
減 損 損 失	3,203	
店 舗 閉 鎖 損 失	13	
そ の 他	1	3,218
税 引 前 当 期 純 損 失		635
法人税、住民税及び事業税	28	
法 人 税 等 調 整 額	701	729
当 期 純 損 失		1,364

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	3,499	3,442	2,306	△ 1,677	7,572	7,572
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失				△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△ 1,364	△ 1,364	△ 1,364
当 期 末 残 高	3,499	3,442	2,306	△ 3,041	6,207	6,207

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。主な経済的耐用年数は以下のとおりであります。なお、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、残存価額を零とした契約期間に基づく定額法により償却しております。

建物	5～39 年
構築物	5～20 年
工具、器具及び備品	2～20 年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

契約期間等による均等償却(償却年数2年～30 年)

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員及びフレックス社員(パートタイマー)に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、当事業年度末における年金資産の額が、退職給付債務の額を超過する場合には、前払年金費用として「投資その他の資産」に計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式により処理しております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 17,568 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | | | |
|--------|-----------|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 1,326 百万円 | 長期金銭債権 | 68 百万円 |
| 短期金銭債務 | 5,922 百万円 | | |

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
- | | |
|------------|---------|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 272 百万円 |
| 売上原価 | 162 百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 174 百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | |
| 投資有価証券売却益 | 706 百万円 |
| その他の他 | 37 百万円 |

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要 (単位 百万円)

(場所)	(用途)	(種類)	(金額)
那覇オーパ(沖縄県那覇市)	店舗	建物及び構築物等	869
八王子オーパ(東京都八王子市)	店舗	建物及び構築物等	802
高崎オーパ(群馬県高崎市)	店舗	建物及び構築物等	602
心斎橋オーパ(大阪府大阪市)	店舗	建物及び構築物等	234
本社事務所(千葉県千葉市)	共用資産	工具、器具及び備品等	227
天神ビブレ(福岡県福岡市)	店舗	建物及び構築物等	153
横浜ビブレ(神奈川県横浜市)	店舗	建物及び構築物等	100
湘南藤沢オーパ(神奈川県藤沢市)	店舗	建物及び構築物等	94
水戸オーパ(茨城県水戸市)	店舗	建物及び構築物等	32
秋田オーパ(秋田県秋田市)	店舗	建物及び構築物等	28
河原町オーパ(京都府京都市)	店舗	建物及び構築物等	21
聖蹟桜ヶ丘オーパ(東京都多摩市)	店舗	建物及び構築物等	18
向日市ステーションパーク(京都府向日市)	店舗	建物及び構築物等	16

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗等における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び店舗閉店により回収可能価額を著しく低下させる変化が生じた資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しております。なお、一部の店舗及び共用資産については、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、使用価値を零として評価しております。

(3) 減損損失の内訳

建物及び構築物	1,664 百万円
工具、器具及び備品	575 百万円
土地	54 百万円
ソフトウェア	34 百万円
長期前払費用	874 百万円
その他(無形固定資産)	0 百万円
合計	3,203 百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

店舗を最小単位として、グルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能額は使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローを3.15%で割引いて算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価額により算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式数
普通株式 108,453 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	12 百万円
賞与引当金	23 百万円
資産除去債務	283 百万円
預り金	80 百万円
固定資産	2,761 百万円
関係会社株式	97 百万円
長期前払費用	252 百万円
連結納税時価評価益	83 百万円
借地権	106 百万円
税務上の繰越欠損金	160 百万円
敷金	322 百万円
借家権	652 百万円
繰延税金資産小計	4,836 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 160 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 4,619 百万円
繰延税金資産の合計	56 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	45 百万円
前払年金費用	71 百万円
連結納税時価評価損	44 百万円
その他	14 百万円
繰延税金負債の合計	175 百万円
繰延税金負債の純額	△ 119 百万円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、都心立地でファッションビルの管理・運営を行っており、主に一般テナントに対して当社ファッションビルの店舗を賃貸しております。当該事業を行うため、資金運用については、主として安全性の高い流動性預金及び当社子会社である株式会社キャナルシティ・オーバに対する資金の貸付に限定し、資金調達については、親会社であるイオンモール株式会社からの借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

短期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、主に1年以内の支払期日であります。

短期借入金には主に営業取引及び設備投資等に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、当社規定に従い、未収入金等の営業債権について、営業部門及び財務経理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

短期貸付金については、財務経理部門が貸付先の状況を定期的にモニタリングし、貸付先の期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時価が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,628	1,628	-
(2) 未収入金	2,466	2,466	-
(3) 短期貸付金	1,300	1,300	-
(4) 差入保証金(1年内回収 予定の差入保証金を含む)	7,276	7,286	9
資産計	12,671	12,680	9
(1) 未払金	△ 838	△ 838	-
(2) 短期借入金	△ 5,900	△ 5,900	-
(3) 預り金	△ 6,261	△ 6,261	-
(4) 受入保証金	△ 6,707	△ 6,756	△ 48
負債計	△ 19,708	△ 19,757	△ 48

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金(1年内回収予定の差入保証金を含む)

差入保証金の時価については、回収予定時期に基づき、リスクフリー・レートで割り引いて算定する方法によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 短期借入金、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 受入保証金

受入保証金の時価については、返還予定時期に基づき、リスクフリー・レートで割り引いて算定する方法によっております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の店舗、駐車場(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

貸借対照表計上額	時価
10,718	15,368

(注1)貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)当事業年度の時価は、主に鑑定会社より鑑定評価書等を取得し算出した金額であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	イオンモール(株)	被所有 直接 100%	役員の兼任	資金の借入(注1)	借入 9,300 返済 9,400	短期借入金	5,900
				利息の支払(注1)	31	未払費用	4
				投資有価証券の売却(注2)	706	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) イオンモール(株)からの資金の借入による金利については、市場金利を勘案し決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

(注2) イオンモール(株)への投資有価証券の売却は(株)横浜インポートマートの売却に係るものであり、取引価格は、横浜市が実施した同社株式の公募型指名競争入札における落札価格を参考に決定しております。

2. 子会社

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)キャナルシティ・オーパ	所有 直接 80%	役員の兼任	資金の貸付(注1)	貸付 — 返済 223	短期貸付金	1,300
				利息の受取(注1)	5	未収入金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) (株)キャナルシティ・オーパに対する資金の貸付による金利については、市場金利を勘案し決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

3. 兄弟会社

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	イオンクレジットサービス(株)	—	クレジット業務委託	クレジット手数料支払(注1、注3)	246	未収入金	1,086
	イオンリテール(株)	—	店舗賃借及び店舗賃貸	保証金の差入(注2)	—	差入保証金	300
	(株)横浜インポートマート	—	店舗賃借	差入保証金の返還(注2)	309	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) イオンクレジットサービス(株)のクレジット業務委託については、一般的な取引条件を参考に決定しております。

(注2) 店舗賃借による保証金については、一般的な取引条件を参考に決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗の建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年から39年、割引率は0.0%から2.2%を採用しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	817 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	178 百万円
時の経過による調整額	4 百万円
資産除去債務の履行による減少額	△ 123 百万円
見積りの変更による増加額	53 百万円
期末残高	929 百万円

4. 資産除去債務の見積りの変更の内容及び影響額

当事業年度において、店舗の建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等について合理的な見積りが可能となったため、見積額を変更しております。

これによる増加額53百万円を資産除去債務残高に加算しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	57,241円18銭
2. 1株当たり当期純損失	12,582円83銭

重要な後発事象に関する注記

(新型コロナウイルスの影響)

新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大に伴い、当社においても一部の店舗での臨時休業や、テナント賃料減免等の対応を実施しております。新型コロナウイルスの今後の動向は見通し難い中、収束時期等によっては当社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。現時点においてその影響額を合理的に見積もることは困難であります。

第14期 事業報告

2019 年 3 月 1 日から
2020 年 2 月 29 日まで

千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1

株式会社 OPA

事業報告

2019年3月1日から
2020年2月29日まで

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当社では、イオンモールグループ経営戦略の一つである「都市部における成長機会の獲得」を担う企業として、イオンモール株式会社の持つ経営資源・ノウハウを活用し、事業拠点拡大や既存施設の活性化、ビジネスモデルの革新等を図り、魅力ある都市型商業施設づくりを進めております。

事業ドメインを従来型のアパレルを中心としたファッション・ビルから、「URBAN WELLNESS」(都市の快適空間)と再定義し、ファッション視点を主眼に捉え、都市型を志向しながらも個店別に地域特性に根ざすコンセプトを策定する新生OPAのブランディング構築をスタートさせました。都市生活者のサードプレイスとして、お客様がご来店される頻度(Daily Use)、目的性(Destination)を兼ね備えられるよう、商業施設としての機能の充実をはかっております。

◆新たなコンセプト創造の取組み

新たなコンセプト創造の取組みとして、2019年6月に初の「Feat」(fashion×eat造語)業態として、日本の地域風土が培ってきた食文化に、トレンドや世界中の多彩な食文化を融合、それぞれの魅力を大切にしながら“食を起点としたライフスタイル”を提案すべく、大分オーパ(大分県)をオープン致しました。また2019年10月には名古屋mozoオーパ(愛知県)を「tomarigi」をコンセプトとし、出店先モールのMOZOワンダーシティのメインコンセプトである「公園」の中で、さまざまな人がそれぞれの目的を持って集まる「止まり木」の様な場所を目指し、「本から学ぶ空間」としてオープン致しました。さまざまなジャンルの本と各種専門店の世界観をリンクさせ、モノや体験を通して読みたい本が見つかる、今までにない「コト・トキ消費ゾーン」へと進化させました。

◆既存店舗における新たなパートナーとの取組み

既存店舗においては、新百合丘オーパ(神奈川県)に「食」というシーンを通じて、良質なライフスタイルを発信し続ける、食のセレクトショップ「DEAN&DELUCA」様の導入や、横浜ビブレ(神奈川県)の、都市部への人口集中からのニーズ対応や出店先との客層の違いの相互補完を期待する「ニトリ」様の導入をはじめ、都市部への出店意欲が高まっているテナント様との協働により、地域のお客さまの新たなニーズに適った、またニーズを創造するコンセプト実現に取り組んでおります。

梅田オーパ(大阪府)は、現在、お客さまにご好評をいただいている「ダイソー」様との取組みにより、2020年3月より、OPA ONE(一棟貸し)事業に転換し、より一層、お役に立てる館となるよう準備に取り組んでいます。

◆店舗運営効率改善の取組み

一方で、若者文化を38年間発信し続けた天神ビブレ(福岡県)は、福岡市による天神・博多エリアの再開発「天神ビッグバンプロジェクト」の推進に当たり、2020年2月11日を以って一旦営業終了しました。再開発プロジェクトでは、巨大複合ビル開発が新たに計画されており、その地下飲食・食物販ゾーンへの再出店を計画しています。

また、ワールドポーターズビブレ(神奈川県)では、2019年9月に当社が入居する建物「横浜ワールドポーターズ」のオーナーである株式会社 横浜インポートマートがイオンモール株式会社の子会社となったことから、2020年3月より、横浜ワールドポーターズの運営を一体化し効率化することを目的として、当社はプロパティ・マネジメント業務を受け持つこととなりました。

NSC事業として運営してまいりました向日市ステーションパーク(京都府)においては、賃貸借契約満了に伴い、2020年1月をもって契約を終了致しました。

これらの店舗スキームの変更や営業方針の見直しにより、店舗運営効率の改善にも取り組んでおります。

◆業務効率改善の取組み

経営基盤の下支えの取組みとしては、2016 年度の組織再編(イオンリテール株式会社よりビブレ・フォーラス事業の吸収分割)以降、複数社からの出向従業員が別々の人事制度の適用のもと、別々の営業システムで業務運用していたものを、2019 年度 3 月に人事制度を一本化、5 月に転籍を完了し、10 月には営業システムを統合致しました。これらにより、従業員が更に一丸となり、業務効率・生産性の向上に結び付くものと考えております。

以上の結果、未だ「都市部における成長機会の獲得」のための準備段階ではありますが、売上高は 22,161 百万円(前期比 102.5%)となった反面、営業原価が事業規模拡大により 21,127 百万円(同 103.3%)となり、売上総利益は 1,033 百万円(同 89.4%)となりました。販売費及び一般管理費が 1,687 百万円(同 104.3%)となり、営業損失は 654 百万円(前期差▲193 百万円)の増収減益となりました。

営業外収支は、天神ビブレ、ワールドポーターズビブレの営業終了に伴う会計処理等により、1,858 百万円増加し、経常利益は 1,175 百万円(前期差+1,858 百万円)と増益になりました。

特別損益の純額は、那覇オーパ等の減損損失 3,203 百万円の計上等で、前会計年度と比較して 2,975 百万円減少しました。これらの結果、税引前当期純損失は 635 百万円(同▲1,117 百万円)となりました。当期純損失は、繰延税金資産の取り崩しの影響で 1,364 百万円(同▲478 百万円)となりました。

尚、当社は、当期末において、2期連続営業損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象が存在しておりますが、親会社であるイオンモール株式会社より、2020 年度も継続して財務を含めた経営支援を頂けるとの確認を得ておりますので、継続企業の前提に関する重要な不確実性は存在していません。

セグメント別業績

(単位:百万円)

	営業収益			セグメント別損益又は損失(△)		
	前会計年度	当会計年度	増減 (前期比)	前会計年度	当会計年度	増減 (前期比)
都市型SC事業 (OPA・VIVRE・FORUS)	19,992	20,549	557 (102.8%)	△ 841	△ 871	△ 30 ---
NSC事業 (ステーションパーク)	842	847	4 (100.5%)	164	193	29 (117.6%)
一棟貸し事業 (OPA ONE)	456	456	0 (100.0%)	109	109	1 (100.5%)
PM事業・他 (他社商業施設プロパティ・マネジメント等)	323	308	△ 16 (95.2%)	105	△ 86	△ 193 ---
合 計	21,615	22,161	546 (102.5%)	△ 461	△ 654	△ 193 ---

②設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次の通りです。

新店投資では、大分オーパ開業(2019 年 6 月)等で 1,375 百万円、既存店活性化投資では、心斎橋フロア別改装(2019 年 12 月)等で 1,144 百万円、IT投資では、営業系システム統合等で 93 百万円、その他投資では、設備メンテナンス等で 553 百万円、合計 3,167 百万円です。

③資金調達の状況

当社の資金調達につきましては、100%親会社であるイオンモール株式会社からの出資、借入によるものです。2016年3月1日を効力発生日とするイオンモール株式会社との株式交換後、60億円の増資を受けております。また、親子ローンを設定し、運転資金を借り入れております。2019 年度期末(2020 年 2 月末)での借入金残高は59 億円です。

(2) 財産及び損益の状況

① 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区分	(第11期)	(第12期)	(第13期)	(第14期)
	(2017年2月期)	(2018年2月期)	(2019年2月期)	(当期) (2020年2月期)
営業収益(百万円)	22,494	22,012	21,615	22,161
経常利益(百万円)	1,206	894	△ 682	1,175
当期純利益(百万円)	△ 529	△ 1,071	△ 886	△ 1,364
1株当たり当期純利益(円)	△ 4,882.77	△ 9,881.61	△ 8,177.75	△ 12,582.83
総資産(百万円)	30,168	39,834	28,839	28,269
純資産(百万円)	9,531	8,459	7,572	6,207
1株当たり純資産(円)	87,883.38	78,001.76	69,824.01	57,241.18

(注) 1.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

2.第11期は、2017年1月29日に「大宮オーパ」、同年2月26日に「大分フォーラス」「秋田フォーラス」を閉店しております。また心齋橋オーパ等で1,700百万円の減損損失を計上しております。

3.第12期は、2017年3月18日に「水戸オーパ」、同年10月13日に「高崎オーパ」がオープンし、2018年2月28日に「三宮オーパ」を閉店しております。また横浜ビブレ等で2,819百万円の減損損失を計上しております。

4.第13期は、2018年10月13日に「那覇オーパ」、同年11月29日に「八王子オーパ」をオープンしております。また秋田オーパ等で1,421百万円の減損損失を計上しております。繰延税金資産について回収可能性を精査し1,158百万円取り崩しております。

5.第14期は、2019年6月1日に「大分オーパ」をオープンし、2020年1月26日に「向日市ステーションパーク」、同年2月11日に「天神ビブレ」を閉店しております。また那覇オーパ等で3,203百万円の減損損失を計上しております。繰延税金資産について回収可能性を精査し701百万円取り崩しております。

6.△印は損失を示しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はイオンモール株式会社であり、同社は当社の株式を108,453株(出資比率100%)保有しています。また、当社は、親子会社間取引について、基本的に市場価格で行っていること、市場価格がない取引の場合には、当社が不利益を生じないような売買基本契約等を予め締結することにより、当社の利益を害さないように留意しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)キャナルシティ・オーパ	400百万円	80%	モール事業

(4) 主要な事業内容

当社はイオングループの都市シフトの一端を担い、イオンモールグループにおける都市型のSC開発運営を中心に事業展開しています。

店舗開発・運営につきましては、小売業の実績をベースにもつ当社ならではの消費者マインドを知り、テナントさま事情を理解した実効性の高いプランニングを策定・実践いたします。

現在、OPA、VIVRE、FORUSの3ブランドを主軸として、立地や商圈に応じた業態とMDを展開し、新たな文化発信活動にも注力しています。今後首都圏及び地方中核都市へ新規出店を進めてまいります。

また、プロパティ・マネジメント受託事業として、オーナーさまのご要望に応じ物件のバリューアップの提案から運営までを受託しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、イオンモールグループ経営戦略の一つである「都市部における成長機会の獲得」を担う企業として、「URBAN WELLNESS」(都市の快適空間)をより具現化するために、郊外モールとは違った個店別に地域特性に根ざすコンセプトを具現化する体制を強化してまいります。

2019年2月期、2020年2月期と2期連続して営業損失を計上しておりますが、その大きな原因は、2018年2月期以降に出店した新店(5店舗)の計画乖離によるものです。店舗ごとにお客さまに求められるもの、及び業種別のテナント様の出店意欲と私共が企画した店舗コンセプトに齟齬があったことにあると認識しており、これまでの店作りの考え方にこだわらず、より地域のお客さま、パートナーであるテナント様のご期待に応える店作りが必要であると考えております。

◆新たなコンセプト創造の取組み

現状、営業損失となっている店舗のコンセプトの修正のみでなく、収益力が伸長し続けている店舗も同様に郊外ショッピングモールのミニチュアではない「わざわざご来店いただける」Destination性と「足繁くご来店いただける」Daily Use 性が、周辺を多くの競争店に囲まれる都市型商業施設では、より重要であると認識しております。各店舗を5つのカテゴリー(「APPAREL」「COMMUNITY」「FOOD」「BEAUTY」「ENTERTAINMENT」)に分類・若しくは、それらを組み合わせることにより、個店別の魅力が、それぞれの競争環境の下、最大となるようコンセプトの実現を目指します。

◆既存店舗における新たなパートナーとの取組み

当社は、店舗の多くを都市部にマスターリース出店しているため、都会(アーバン)に立地する店舗、住宅地(コミュニティ)に立地する店舗があり、店舗面積も様々になっております。従いまして、全店統一したテナント様との契約・構成による商業施設作りでは、店舗の魅力を引き上げられませし、地域のお客さまにお役に立つことはできません。また当社が出店していただきたいテナント様とテナント様のご意思が一致しなければなりません。複数の店舗で協働していただくテナント様には、会社共通のお付き合いをさせていただきながらも、個店別に「OPAならではの」商業施設の編集力、先駆的なテナント様開発を推進できる体制を構築して参ります。

◆テナント様への販売サポート体制の強化

- ①ディベロッパーとして店舗全体のビジュアルプレゼンテーションの見直しにより、新しさ・季節感のある環境演出媒体告知を強化し、テナント様の販売強化につなげます。
- ②インバウンドのお客さまが多くみられる店舗では、海外からのお客さまがお買い物をし易いよう、施設 wifi 環境の改善、モバイルバッテリーレンタル機の設置、施設サインの改善、多言語アナウンス・翻訳システムの導入、接客支援ツールの導入等の環境作りを推進してまいります。また、自社アカウントの開設・運用やインフルエンサーの活用を通じた誘客施策、また、訪日のお客さまに支持されているJAPANコンテンツの充実にも取り組んでまいります。
- ③2025年には、2019年の1.5倍以上のご利用が見込まれるキャッシュレス対応を推進し、お客様の利便性改善に努めてまいります。
- ④スマートフォンを活用してお客さまとのコミュニケーションを高め、OPAアプリポイント機能の効果的運用を合わせてOPAファンを増やしてまいります。

◆業務効率改善の取組み

社員と組織の持続的な成長を促すため、人材開発に傾注いたします。次世代を見据え、若手社員・女性社員・コミュニティ社員の戦略的配置・育成を推進します。

また固定費の削減を通じて利益を生み出しやすい経営体質の構築を目指します。省エネ投資によりコスト削減や様々な店舗運営コストの最適化をはかります。

2.会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)に係る報酬等の額 20 百万円

(3)非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任します。
また、監査役は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等に問題があり、監査の遂行に著しい支障があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

3.業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1)業務の適正を確保するための体制についての決定事項

① 当社取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

業務執行取締役または使用人がその職務を執行するにあたり、必要とされる稟議書、会議議事録その他の文書を当社の社内規定に従い作成します。

作成した文書は、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持します。

また、それら記録の管理については、「文書管理規則」に定められた主管部門が社外漏洩を防止します。

情報セキュリティについては、当社が取り扱う企業情報並びに個人情報の保護を行うため、「情報セキュリティ管理規則」に基づき、情報保全管理の強化を図ります。

② 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長、各本部の責任者を本部長とし、事業の継続と人命の安全を確保するための体制と環境を整えます。

当社グループは、危機の未然防止及び危機発生時の被害最小化を目的とした「経営危機管理規則」を策定し、リスクの減少及び被害の低減に努めます。また、リスク項目ごとに主管部門を定め、当社グループ全体の損失の危険を管理することを通じて、ブランド価値の毀損防止はもとより、企業価値の向上にも努めます。

緊急かつ重大な損失の危険が発生した場合は、「経営危機管理規則」に基づき適切な情報伝達及び意思決定を行い、被害を最小限に止めるなどの的確な対応を行います。

当社グループは、組織的、人的、物理的、技術的な各側面から情報資産の保護、管理を可能とすることを目的として、「情報セキュリティ管理規則」を策定し、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティレベルの維持、向上に努めます。当社グループのリスク管理を担当する機関として管理本部長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設け、当社グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題、対応策の審議を行うとともに、その議事については、経営会議に報告します。また、年間報告及び重要案件発生時は取締役会に報告します。

内部監査担当部門は、リスクマネジメントの実効性を高めるべく、「内部監査規則」に基づき、年度監査計画を策定し内部監査を行います。なお、年度監査計画については取締役会に報告します。

③ 当社取締役及び当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下「子会社取締役等」という。)の職務執行の効率性を確保する体制

取締役会を 3 ヶ月に 1 回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、社長決裁以上の当社グループに重大なリスクの生じる恐れのある意思決定事項に関しては経営会議、人事委員会にて審議を行ったうえで、社長決裁ないし取締役会決議を行います。

業務執行については、予め定められた「職制管理規則」、「業務分掌規則」、「権限規則」、「稟議規則」「関係会社管理規則」により、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化します。

また、子会社取締役等の職務執行の効率性を確保するための体制として、当社は、取締役会にて子会社を含めたグループ中期経営計画、年度経営目標及び予算配分等を承認し、四半期ごとに、それらに沿った事業戦略及び諸施策の進捗状況を検証するとともに、その他重要な情報について報告を受けます。

④ 当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重視し、イオングループの行動規範である「イオン行動規範」を遵守します。また、贈賄行為を未然に防止すべく「贈賄防止基本規則」に基づき、当社グループの社内体制の整備、教育を行います。

当社は、管理本部長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設け、法令、定款及び社内規定の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の審議を行い、その議事については、経営会議に報告します。また、年間報告及び重要案件発生時は取締役会に報告します。

通報者に不利益が及ばない内部通報窓口として、当社は、「イオン行動規範 110 番」、「社外弁護士」、「スピークアップ事務局」を設置します。この内部通報窓口の利用者のプライバシーの保護及び不利益な扱いを受けることのないよう周知徹底をするとともに、内部通報窓口に報告・通報があった場合、担当部門はその内容を精査して、違反行為があれば社内規定に基づき必要な処置をしたうえで、再発防止策を自ら策定し、または当該部門に策定させて全社的に実施させ、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告します。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役が、自己または親会社、子会社、その他イオングループ各社など第三者のために当社と利益が実質的に相反する恐れのある取引や競業関係に立つ取引を行う場合、経営会議にて、その取引内容の詳細について審議したうえで、取締役会の承認を得てから実施します。

親会社、子会社、その他イオングループ各社と取引を行う場合は、取引を実施する担当部門は「関連当事者取引管理規則」に則り、当社の利益を害さないよう市場価格に基づいた適正な条件により取引を実施し、当社の定める「権限一覧表」に従い承認を受けます。なお、年 1 回関連当事者取引各社との年間取引実績の増減率等の報告を行い、取引の合理性・相当性の精査を行います。取引に関する取締役会決議を行う場合は、当該取引に利害関係を有する取締役を特別利害人として除外した上で決議するなどして、手続の公正性を確保します。

また、子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、当社は、子会社に対し、当社が定める「関係会社管理規則」に基づき、子会社の毎月の業績、決算その他当社が必要とする事項につき、取締役会への報告を義務付けます。

内部監査担当部門は、当社及び子会社の業務が適正に運営されているか、「内部監査規則」に基づき、当社及び子会社の監査を実施し、「内部監査報告書」にて、社長及び監査役に報告します。また、定期的に監査結果を取締役に報告します。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人(以下、「補助使用人」という。)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに補助使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の補助使用人を、監査役との協議のうえ、人選し配置します。

補助使用人は取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとします。

また、補助使用人の人事評価については監査役の協議によって行い、人事異動、懲戒に関しては監査役の事前の同意を得るものとします。

⑦ 当社の監査役への報告に関する体制

当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等及び使用人は、当社の監査役に報告をするための体制として、経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況を、監査役が参加する取締役会もしくは経営会議にて報告します。

また、当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等及び使用人は、当社及び子会社の業務または業績に影響を与える事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき、またはこれらの者から報告を受けた者は報告を受けたとき、当社の監査役に速やかに報告します。

当社及び子会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等、監査役及び使用人に周知徹底します。

⑧ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から会社法 388 条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、社内の規定に基づき速やかに当該費用の支給を行うものとします。また、担当部門は每期この支給に必要な予算措置を講じるものとします。

⑨ その他当社の監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部門は、内部監査の内容について適時に監査役と打ち合わせるなどして監査役と緊密に連携を図り、効率的な監査役監査に資するように協調して監査業務を進めます。

～反社会的勢力排除に向けた取り組み～

1. 基本的な考え方

コンプライアンス経営の徹底、企業防衛の観点から、反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応し、排除することは、企業の社会的責任であることを認識しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 万一反社会的勢力による不当請求があった場合には、個人的対応は行わず、民事及び刑事の法的対応を含め、外部専門家や捜査機関とも緊密な連携を構築し、組織的対応をしています。

② 「取引管理規則」に基づき、取引先が反社会的勢力との関わりがないか調査し、反社会的勢力の排除を徹底しています。

(2)体制の運用状況の概要

内部統制システムについては、その強化に取り組んでおります。当事業年度は、当社グループにおけるリスク管理体制の強化を目的とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」が主体となり、重要リスクへの対策を強化し、実効性のある管理体制の構築に取組みました。当社グループの内部統制システムの運用状況を定期的に確認した上で、必要に応じて見直しを行っております。

監 査 報 告 書

私は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月16日

株式会社OPA

監査役 渡部 まき

